第十二条中「給料」を「報酬」に改める。

第十二条の二第二号中「長期給付の請求、」の下に「裁定又は」を加える。

第十二条の六を次のように改める。

第十二条の六　削除

第十二条の七第三項中「給料及び期末手当等並びに掛金」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに掛金等（掛金及び組合員保険料をいう。）」に改める。

第十二条の九第一項中「資格の得喪及び被扶養者に関する事項」を「住所、被扶養者に関する事項」に、「資格の得喪に関する事項」を「住所」に改め、同条第二項中「、第九十一条第一項、第九十二条及び第九十三条第一項の規定の適用については、これら」を削る。

第十二条の十を次のように改める。

第十二条の十　施行規程第四章第一節及び第三節（第百一条の八及び第百一条の十三を除く。）並びに第百六十四条の十の規定は、団体組合員に係る長期給付について準用する。この場合において、施行規程第四章第三節第二款中「公務」とあるのは「業務」と、施行規程第百二十八条第一項第八号及び第百三十九条第一項第十号中「法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けた」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた法第百十一条第一項に規定する処分を受けたとき若しくは解雇された」と、施行規程第百六十四条の十中「法第八十三条」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた法第八十三条」と読み替えるものとする。

第十二条の十の次に次の二条を加える。

（標準報酬の決定等）

第十二条の十の二　地方職員共済組合は、団体組合員を使用する団体が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該団体から当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。次項において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該団体組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

2　地方職員共済組合は、法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により団体組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第二十三条の三第一項の規定により第三号厚生年金被保険者である団体組合員の同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額（以下この項において「厚生年金保険の標準報酬月額」という。）を決定し又は改定したときは、その旨を当該団体組合員に通知しなければならない。この場合において、地方職員共済組合は、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該団体組合員を使用する団体に通知しなければならない。

3　団体は、地方職員共済組合に代わって、前項前段の通知をすることができる。この場合において、地方職員共済組合は同項前段の通知をしたものとみなす。

（標準期末手当等の決定等）

第十二条の十の三　地方職員共済組合は、団体組合員を使用する団体が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該団体より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項において同じ。）を参酌して当該団体組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

2　地方職員共済組合は、法第四十四条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により団体組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第三号厚生年金被保険者である団体組合員の同条第一項に規定する標準賞与額（以下この項において「厚生年金保険の標準賞与額」という。）を決定したときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該団体組合員を使用する団体に通知しなければならない。

3　団体は、地方職員共済組合に代わって、前項前段の通知をすることができる。この場合において、地方職員共済組合は同項前段の通知をしたものとみなす。

第二十六条中「、第四十八条第一項第八号、第五十三条第一項第十一号、第五十四条第七号、第七十三条第九項及び第七十六条第二項」を「及び第四十八条第一項第八号」に、「第八十六条」を「第八十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「標準給与」を「標準報酬等合計額の総額」に、「あん分」を「按分（あん）」に改める。

第二十八条第一項中「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、「あん分」を「按分（あん）」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合等）

第二条の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。次項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下この項において「改正前地共済法」という。）第八十九条第一項に規定する総務省令で定める場合は、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの受給権を取得した日又は改正前地共済法第八十九条第一項に規定する審査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　障害等級の二級に該当する者　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態

二　障害等級の三級に該当する者　厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態

2　平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下この項において「改正前地共済法」という。）第八十九条第一項に規定する総務省令で定める場合は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金の受給権を取得した日又は改正前地共済法第八十九条第一項に規定する審査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　障害等級の二級に該当する者　厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態

二　障害等級の三級に該当する者　厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態

附則第四十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下この項において「改正前地共済法」という。）第八十九条第一項に規定する総務省令で定める場合は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金の受給権を取得した日又は改正前地共済法第八十九条第一項に規定する審査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　障害等級の二級に該当する者　厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態

二　障害等級の三級に該当する者　厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態

附則第四条第一項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。）」を「平成二十四年一元化法」に改める。

附則第四条の二第一項中「被用者年金一元化法」を「平成二十四年一元化法」に改め、同条第三項中「及び第十一条の十の二」を「、第十一条の十の二及び第十一条の十の三」に、「及び第四号の三」を「、第六号及び第七号」に、「、施行規程第十二条第二項」を「、第十一条の十の三中「退職等年金給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金等資金をいう。）」とあるのは「経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百四十七条第二項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過的長期給付調整積立金等資金をいう。）」と、施行規程第十二条第二項」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「第二十五条第四号の二」を「第二十五条第五号」に改める。